

## ひたちなか市副市長交際費の支出及び公表の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市政の円滑な執行を図り、及び適正な支出に資するため、副市長の職務に伴う外部の個人又は団体等との交際に要する経費（以下「副市長交際費」という。）に関する支出及び公表の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(支出範囲)

第2条 副市長交際費は、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限の金額を支出するものとする。

(支出区分)

第3条 副市長交際費の支出区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会費
- (2) その他

(支出基準)

第4条 副市長交際費の支出基準は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、宗教団体、政党及び市出資団体の事業等については、副市長交際費を支出しない。

(公表基準)

第5条 副市長交際費は、その内容を公表するものとする。

- 2 副市長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出内容
- (3) 支出区分
- (4) 支出金額

- 3 副市長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに市のホームページに掲載することにより行うものとする。

- 4 副市長交際費の公表に当たっては、ひたちなか市個人情報保護条例（平成17年ひたちなか市条例第2号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

(見直し)

第6条 この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(補則)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 支出区分    | 支出内容  | 支出額                                       |
|---------|---|---|
| (1) 会費  | 懇談会や会合，会食等に係る会費                                   | 当該会費の額。ただし，会費の額の定めがない場合は，10,000円を限度に支出する。 |
| (2) その他 | (1) に属さないもので，副市長交際費を支出することが市政運営上特に必要なものと副市長が認めたもの | 相当額                                       |